

「確認申請用プログラム利用者の会」契約約款

株式会社構造システム（以下「弊社」といいます）は、「確認申請用プログラム利用者の会」のお客様（以下「会員」といいます）に対し、次の通り契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これにより弊社は会員に対するサービスを提供いたします。

第1条 対象プログラム

本約款が対象とするプログラム（以下「本プログラム」といいます）は別表1の通りです。

第2条 本プログラムの使用許諾関係

弊社と会員の本プログラムの使用許諾関係については、本プログラム購入時に添付されている「プログラムおよびデータ使用許諾契約書」によります。

第3条 提供するサービス

弊社は、会員に対し、以下のサービスを提供いたします。

- (1) サービス提供開始時以降に本プログラムが更新された場合に、更新版を随時提供いたします。
- (2) 会員からのファクシミリ、電子メール、電話、または弊社ホームページを利用したお問い合わせに答えるサポート・サービスを提供いたします。但し、会員が電話によるサポートを申し込む場合は、弊社所定の用紙を用いて、ファクシミリか電子メールで電話サポートを希望する旨をあらかじめ通知していただきます。なお、サポート・サービスはプログラムに関する事項（内容、操作、不具合など）が対象で、構造設計に関する事項（モデル化、係数の値など）は対象外とします。
- (3) 会員専用のホームページを設け、法令などの情報やQ&A（質疑応答）などを提供いたします。
- (4) その他、講習会など催し物へのご案内、特定商品の購入割引のご案内、小規模な各種計算プログラムの提供などを随時行います。

第4条 期間および会費

初回の年会費の期間は、入会日から1年間としますが、期間最終日が月末でない場合は、その月末までとします。入会日は第7条に示す「会員証」が発行された日とします。

年会費を別表1に示します。

複数本を所有されている場合、2本目以降の会費は別表1の50%といたします。ただし、これは同一敷地内で使用する場合であり、異なる場所で使用の場合は、それぞれの場所ごとに別の会員として、所定の会費を納入していただきます。

第5条 プログラムの更新

プログラムの更新の費用は会費に含まれます。プログラムの更新は弊社のホームページから取得するのを原則とします。特に宅配便などで取得することを希望される会員は、別表2に示す料金を会費に追加して納入していただきます。

第6条 入会

本約款を了承した上で入会していただきます。入会に際して、プログラムの最新版を購入されていない場合は最新版を購入していただきます。

第7条 連絡先の特定、会員番号

入会時、「入会申込書」に連絡先のお名前、その他弊社が指定する事項を記載していただきます。建築確認申請に関連する情報やプログラムの更新情報がこの連絡先に送られます。

入会申込書をもとに「会員証」が発行されます。会員証には「会員番号」が記載されています。第3条に示すサポート・サービスなどを受ける場合には、この会員番号が必要になります。

複数本を所有されている場合は、1本ごとに会員番号がふられます。

第8条 会員の退会

会員が、本約款によるサービスの提供を受けることを中止し、退会する場合は、書面により弊社に通知することとします。なお、会員が期間途中で退会する場合は、すでに支払われた会費は返却いたしません。

会員が年会費を支払わない場合、弊社は会員が退会したと看做し、サービスの提供をいたしません。会員が一旦退会し、その後再び本約款に基づくサービスを受ける場合は、退会した日から再入会する日までの間の会費をお支払いいただきます。

第9条 会員の継続

会員は期間終了後、引き続き次の期間も会員を継続するものといたします。その際、会員は次の期間が始まる前に所定の年会費を支払うものとします。

第10条 責任の範囲

本サービスから生じた営業上の損害または間接的・派生的な損害については、弊社は一切の責任を負いません。また、本サービスが使用できなかったことから生じた営業上の損害または間接的・派生的な損害については、弊社は一切の責任を負いません。

プログラムの使用に関連する責任については、「プログラムおよびデータ使用許諾契約書」によります。

第11条 約款の変更

本約款の記載事項に変更がある場合（年会費の変更を含みます）は、弊社は会員に対し3ヶ月前にお知らせいたします。

第12条 円満協議

本約款について疑義を生じた事項、および本約款に定めていない事項については、双方で協議し、円満に解決をはかるものとします。

第13条 インターネットを利用したレンタルサービス

本プログラムをインターネットを利用したレンタルサービスで使用する場合は、本契約約款を準用するものとします。

付則

この契約約款は2010年4月1日から実施します。

別表1 プログラムと年会費

対象プログラム	金額
BUSの新制度対応版	120,000円/年（税込 129,600円/年）
WALLの新制度対応版	50,000円/年（税込 54,000円/年）

- (注) 1. BUS低層版をご利用の方も上記年会費になります。
2. 同一敷地内で複数本を所有されている場合、2本目以降の会費は上記の50%とします。

別表2 プログラム更新を宅配で行う場合の年会費の追加分

項目	金額
年会費の追加分	20,000円/年（税込 21,600円/年）